経済産業省
九州経済産業局

Mid KYUSHU共創サポーターズについて

～活動趣旨、具体的な活動内容、補助金等予算情報について～

令和7年3月
地域経済部
企業成長支援課

九州における中堅企業支援　－立地状況－

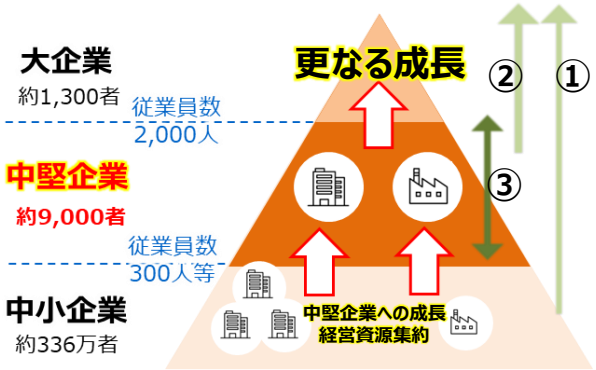

○ 中堅企業は、中小企業を卒業した企業であり、規模拡大に伴い、経営の高度化、商圏の拡大、事業の多角化といったビジネスの発展が見られる段階の企業群。

○ **九州の中堅企業数は、全国比約5%**（460社）と、全規模の10.6%（約55万事業所）に対して少ない。（図２）
また、より大きな**地方中枢・中核都市へ集中的に立地。**（図１）

図1）九州地域における**中堅・中核企業の分布図**

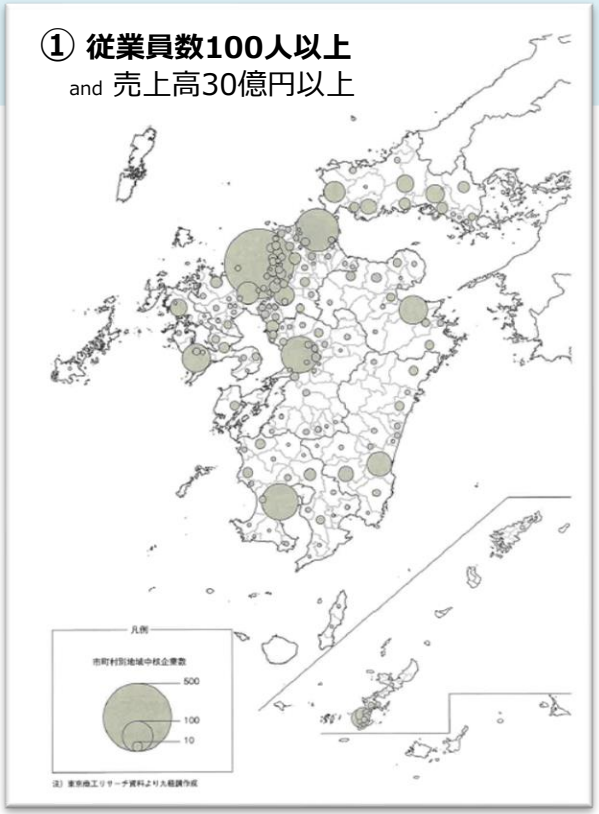

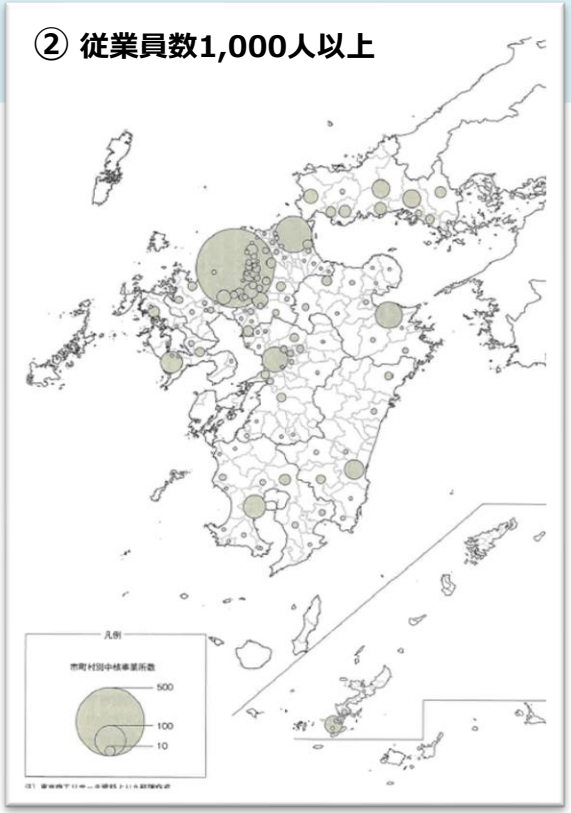

③ **従業員数 300人等※ ～ 2000人**
※製造業の場合の人数。中小企業を除く。

図2）九州管内 県･政令市別の**中堅企業数**

県・政令市		企業数
福岡県		249
	北九州市	48
	福岡市	153
佐賀県		21
長崎県		29
熊本県		50
	熊本市	36
大分県		29
宮崎県		39
鹿児島県		43
（九州計）		（460）

（備考）2016年度九州経済白書「中核企業と地域産業の新陳代謝　～新事業の創造と事業生態系づくり～」（九州経済調査協会）抜粋

九州の中堅企業数（出所：2021年 経済センサス活動調査より作成）

九州における中堅企業支援　－取組状況－

ミッション及び2024年度取組方針

- 中堅企業の成長を後押し、**成長型経済への転換を実現**する
- 中堅企業が抱える課題やニーズに即した**支援を全国/九州津々浦々へ届ける**
- **中堅企業支援の立ち上げ**（体制、事業）

ポテンシャル

- **九州の中堅企業数は全国比約5%**（約460社）
- **福岡県/福岡市を中心に、地方中枢・中核都市へ集中立地**
- 業種別には、卸・小売業、製造業、サービス業の順に多い。
- **九州は投資活況**。成長投資に動く半導体・物流・DCなど。

周辺事業環境

○戦略・共有
- 官邸 **中堅企業成長促進ワーキンググループ**
- **中堅企業成長ビジョン策定**

○中堅企業施策パッケージ
- 設備投資（大規模成長投資補助金など）
- 新事業展開支援（中堅プラットフォーム構築）
- 税制措置
  - 地域未来投資促進税制 中堅枠
  - グループ化促進税制 中堅枠（M&A）

○企業や支援機関等の取組

etc

2024年度の当局取組

中堅企業支援に向けた体制や事業を立ち上げ、順次取組を開始

○連携支援体制の構築
- 中堅企業等九州地域円卓会議
- 中堅PF事業における伴走支援での連携（未来企業支援）
- **Mid Kyushu 共創サポーターズ　創設**
- 省内・局内関係部署との連携

○情報の収集・発信
- 企業等ヒアリング（※実態・課題・ニーズ等）
- 九州局HP 中堅企業コーナー開設、メルマガ等

○各種支援施策の展開
- 投資、新事業展開、M&A、海外展開等

中堅企業等九州地域円卓会議

＜インプット＞
- 取組方針やフォローアップの共有
- 中堅企業・支援機関から現状、課題の聴取
- 具体的な支援措置の検討 等

＜アウトプット＞
- 地域ブロック毎に、各省庁や支援機関の連携支援体制の構築
- 中堅企業が抱える課題やニーズに即した支援を全国津々浦々へ届ける

令和６年度「中堅・中核企業の経営力強化支援事業」（プラットフォーム構築による新事業展開等支援事業）

- 地域の中堅・中核企業のさらなる成長に向けて、新事業展開等に取り組む企業への支援を実施。
- 地域・分野ごとのプラットフォームを構築し、**①新事業展開への意識醸成、②連携支援機関とのネットワーキング支援、③重点支援企業に向けてのハンズオン支援（高度な知識を有する専門家の派遣・ワークショップ等を一貫して行う）を実施。**
- 九州においては地域プラットフォームの代表機関である**株式会社Innovation Base九州が重点支援企業10社に対する新事業展開支援を含む事業を実施**。

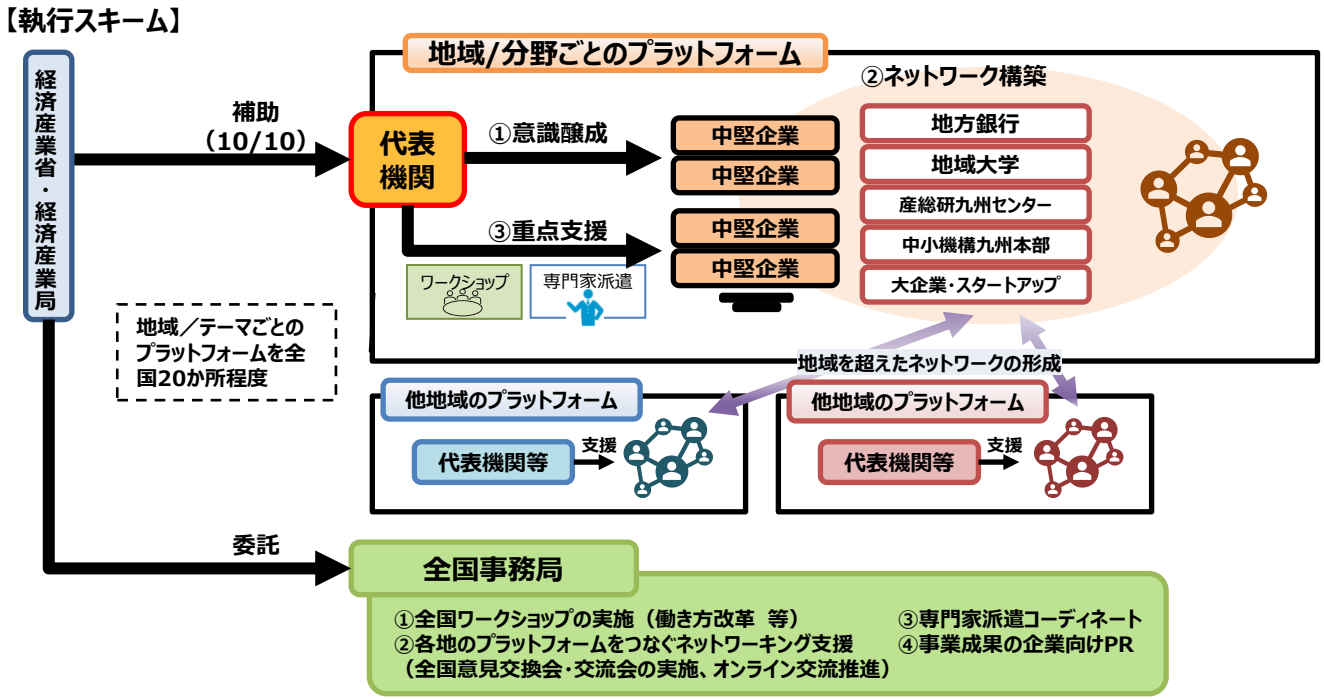

⇒　③：令和6年度重点支援企業

企業	本社所在地	製品・サービス
(株)タカギ	福岡県北九州市	浄水器の製造販売
(株)イケヒコ・コーポレーション	福岡県三潴郡大木町	い草製品・畳・こたつ・ラグ・寝具製品を中心にインテリア商品の開発・製造・企画・販売
(株)アステック入江	福岡県北九州市	鉄事業をベースに環境リサイクルやファインセラミックス精密加工等
(株)テノ.ホールディングス	福岡県福岡市	保育・介護・生活支援関連サービス
(株)オーレック	福岡県八女郡広川町	草刈機・管理機・耕うん機・運搬車などの製造販売
(株)筑水キャニコム	福岡県うきは市	農業・土木建設・林業用の草刈り作業機・運搬車等の製造販売
(株)やまやコミュニケーションズ	福岡県福岡市	辛子明太子の製造・販売
(株)丸菱ホールディングス	熊本県上益城郡益城町	製菓製パン・外食産業（厨房機器含む）の総合商社
(株)ハウディ	熊本県熊本市	学校給食分野卸売からスタートし、惣菜・外食・産業給食・病院給食等の卸売
濱田酒造(株)	鹿児島県いちき串木野市	焼酎等酒造メーカー

機運醸成セミナーや支援パートナーとのマッチング機会を創出し、全7回の実践型ワークショップや事業計画策定に向けた個別相談を実施

● プログラムの全体スケジュール

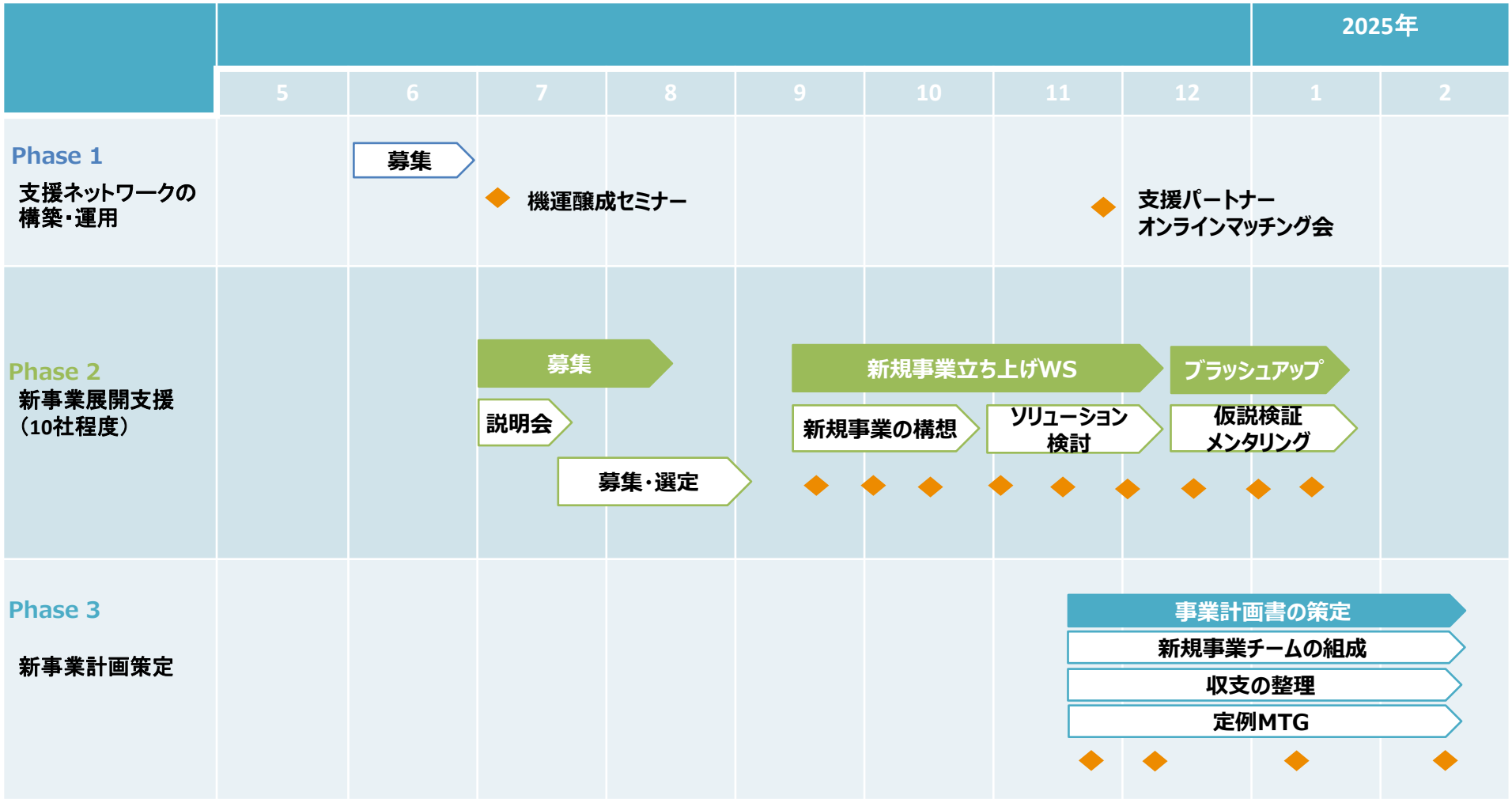

九州における中堅企業支援　－Mid KYUSHU共創サポーターズ－

- 管内**中堅企業等への支援を継続的に実施するため、「Mid KYUSHU共創サポーターズ」を創設。公的支援機関、金融機関等によるネットワークを形成**し、中堅企業等への支援拡大のため情報共有やマッチング等の各種取組を行う。
- 他方、“中堅企業成長ビジョン策定に向けた作業部会”において、「中堅企業等地域円卓会議」を起点とした地域毎の多様な業種に対応した、専門家ネットワーク形成について「政府で取り組む事項」とされていることから、連携支援機関として、民間企業や専門家の参加についても併せて募集し、広報やセミナー等における取組紹介等を行う。

支援対象：

九州管内の中堅企業、中堅クラス※の企業

※中小企業基本法上は中小企業でも売上高100億円以上の企業等、実質中堅規模の企業

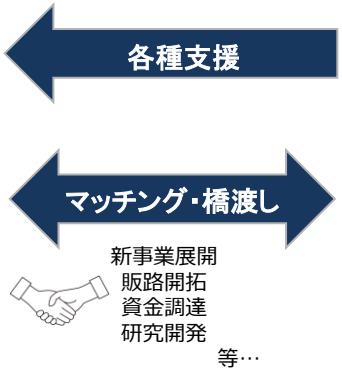

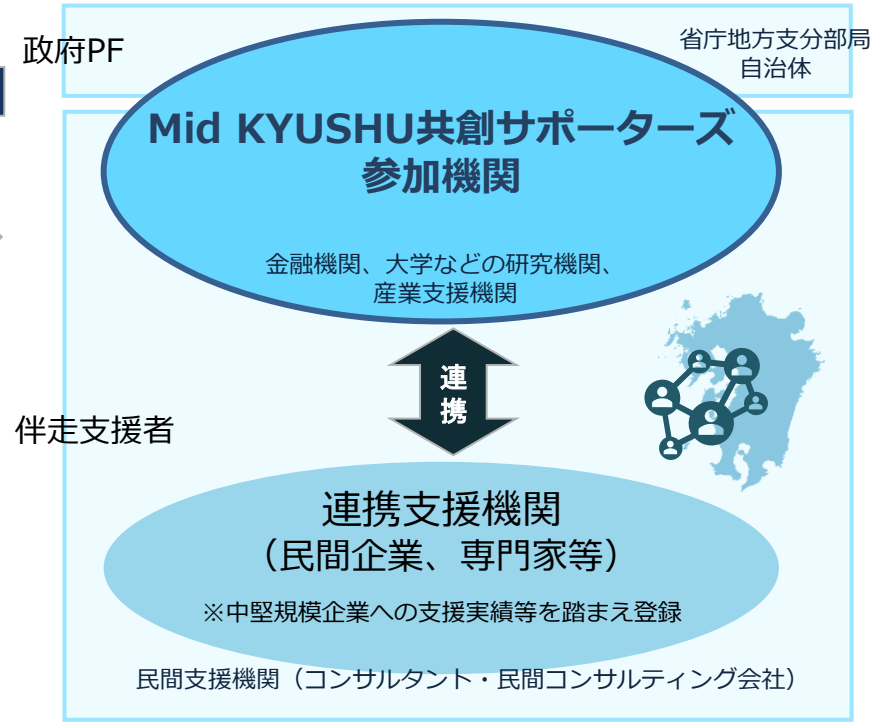

■ **活動内容**

・中堅企業等九州地域円卓会議の補完
・実務的な支援体制・内容の見える化
・情報提供体制の構築、類似施策の連携により**支援効果を高める**
・**橋渡し**（各省庁の支援策紹介、専門家等紹介）、**マッチング** 等

■ **これまでのスケジュール**

・2024年12月～　サポーターズ候補機関への事前アプローチ
・2025年1月21日　サポーターズ募集開始、ニュースリリース

※リリース後も募集は継続し、順次参画機関は増やしていく
※参画機関からの要望に応じ、活動内容は柔軟に見直していく
※国の支分部局や自治体等の行政機関へ案内し、関連する支援機関への案内を依頼する

Mid KYUSHU共創サポーターズ参画機関

・今後、九州経済産業局が事務局となり他省庁や自治体とも連携しながら、各参画機関の支援内容の見える化や勉強会の開催、各種マッチング等を通して中堅企業等の支援ニーズに沿った活動を展開していく。

会員
＜金融機関、公的産業支援機関・大学・研究開発支援機関等＞
・(株)日本政策金融公庫
・(株)ふくおかフィナンシャルグループ
・(株)西日本シティ銀行
・(株)大分銀行
・中小機構 九州本部
・九州工業大学
・日本貿易振興機構・福岡事務所（九州沖縄統括）
・福岡県事業承継・引継ぎ支援センター
・日本貿易保険
・北九州産業学術推進機構
・新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

連携支援機関
＜民間機関＞
・大阪中小企業投資育成(株)
・FFG インダストリーズ(株)
・(株)ＦＦＧ Ｓｕｃｃｅｓｓｉｏｎ
・(一社)IT 経営コンサルティング九州
・(一社)九州志士の会
・(株)サーキュレーション
・ (一社)九州テレコム振興センター
・ (一社)ジャパン・コスメティックセンター
・関門経済研究所
・合同会社フロムツーコンサルティング
・有限会社インテリジェントパーク

オブザーバー
＜国出先機関＞
・九州総合通信局
・九州財務局
・福岡財務支局
・福岡出入国在留管理局
・九州農政局
・九州地方整備局
・九州運輸局

＜自治体＞
・福岡県（商工政策課）
・佐賀県（産業政策課）
・長崎県（産業政策課）
・大分県（商工観光労働企画課）
・福岡市（総務・中小企業部 政策調整課）
・北九州市（産業政策課）
・熊本市（経済政策課）

事務局
九州経済産業局

※3/6現在、３７機関

Mid KYUSHU共創サポーターズと他の取組との整理表

取組内容 ＼ 支援機関		国の行政機関	地方自治体	公的支援機関(商工会議所、産業支援機関等)	金融機関	大学等の研究機関	民間支援組織（コンサルティング企業等）
連絡会議部会	中堅企業成長促進WG（官邸）	⟷					
	中堅企業等九州円卓会議 ※支援体制のあり方検討	⟷	● （開催地）	● （オブザーバー：個社）	● （オブザーバー：個社）		
ネットワーク ※支援者プラットフォーム	**中堅・中核企業プラットフォーム構築事業** ※経産省補助事業 R6-7FY（～8FY）	● **対象：経済産業省所管 かつ 新事業展開支援のみ**		●	●	●	●
	Mid KYUSHU 共創サポーターズ	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷
支援力の強化	支援者の登録、見える化、情報共有・発信						
	勉強会						
	類似事業の整理・連携						
イベント	**セミナー、ワークショップ** ※啓発･周知･広報、知識・スキル向上	●					
	マッチング ※ピッチイベント						
個社サポート ※自他によるスポット又はフル伴走支援	橋渡し ※専門家、支援機関などへの繋ぎ ※想定支援分野 （**新事業展開**、設備投資、研究開発、製品･技術開発、販路開拓、M&A、海外展開、税制優遇措置、事業承継、経営強化、人材確保･育成、金融支援）	●					
	マッチング						
＜備考＞ 対象外支援	一貫してクローズ型で、各支援者による支援対象の発掘・支援実施						

（今後のスケジュール案）

2024年度

3月7日(金)：サポーターズ準備会合（オンライン）

（同時開催）中堅企業向け支援施策セミナー

３月中：サポーターズ登録機関を九州経済産業局HP上で紹介

2025年度

5月頃　：サポーターズキックオフ会合（対面）　（中堅企業等地域円卓会議と連携）

夏頃～：各種勉強会企画、開催

中堅企業プラットフォーム支援事業と連携したマッチング会開催　等

経済産業省の中堅企業等支援予算
ご紹介

制度名	九州経済産業局問合せ先	連絡先
１．大規模成長投資補助金	地域経済部企業成長支援課	092-482-5435
２．中小企業成長加速化補助金	産業部経営支援課	092-482-5491
３．中小企業新事業進出促進補助金	産業部経営支援課	092-482-5491
４．中小企業省力化投資補助金	産業部経営支援課	092-482-5491
５．ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	地域経済部産業技術革新課	092-482-5465
６．地域未来投資促進税制	地域経済部企業成長支援課	092-482-5435
７．賃上げ促進税制	地域経済部産業人材政策室	092-482-5504
８．地域企業経営人材マッチング促進事業	地域経済部企業成長支援課	092-482-5435

※本日ご紹介しますものは中堅規模の企業様にご紹介したい一部施策ですので、他の施策にご関心がございましたらご遠慮なくお問い合わせください。

令和６年度補正予算『大規模成長投資補助金』

〔九州経済産業局担当部署〕
地域経済部企業成長支援課
092-482-5435

中堅・中小企業

中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

令和６年度補正予算額 1,400億円　（国庫債務負担含め新規公募分として総額3,000億円）

経済産業政策局 産業創造課、地域経済産業政策課

事業の内容

事業目的

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資等を促進することで、地方においても持続的な賃上げを実現する。

事業概要

中堅・中小企業の持続的な賃上げや事業成長等を目的として以下の取り組みを行う。

①大規模成長投資補助金
人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う。

②地域企業経営人材確保支援事業給付金
着実な事業成長等を実行可能な経営体制を整備するため、転籍・兼業・副業・出向等により大企業から経営人材を受け入れた場合に、給付金を支給する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

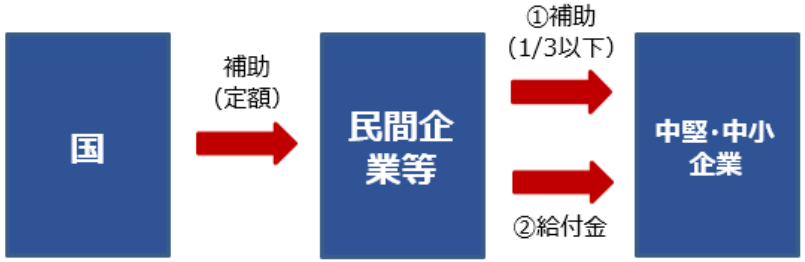

①大規模成長投資補助金：補助上限額50億円
※投資下限額は10億円
②地域企業経営人材確保支援事業給付金：給付上限額450万円
※兼業・副業・出向の場合は給付上限額200万円

成果目標

①大規模成長投資補助金：
大規模投資を通じた労働生産性の抜本的向上と事業規模の拡大により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額が、地域別の最低賃金の伸び率を超える伸び率を実現する。

②地域企業経営人材確保支援事業給付金：
当該事業により経営人材を確保した中堅・中小企業が、確保前の想定を上回る企業成長を達成することを目指す。

令和６年度補正予算『大規模成長投資補助金』

〔九州経済産業局担当部署〕
地域経済部企業成長支援課
092-482-5435

中堅・中小企業

１．事業概要

- 中堅・中小企業が、**持続的な賃上げを目的として、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助**を行います。

項目	内容
1　予算額	総額3,000億円（令和9年度までの国庫債務負担含む）
2　補助上限額	50億円（補助率1/3以内）
3　補助事業期間	交付決定日から最長で令和9年12月末まで ※予算に余裕がある場合を除き、原則として、各年度の申請額を上回る計画への変更や各年度の経費の前倒しや後倒しは不可。
4　補助対象者	中堅・中小企業（常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等）※単体ベース ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式：最大10社）も対象。 ※みなし大企業や実施する補助事業の内容が農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は補助対象外。
5　補助事業の要件	①　投資額10億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ②　賃上げ要件（補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、全国の過去4年間の最低賃金の年平均上昇率(4.5%)以上） ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求める（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない。）。
6　補助対象経費	建物費（拠点新設・増築等）、機械装置費（器具・備品費含む）、ソフトウェア費、外注費、専門家経費

令和６年度補正予算『大規模成長投資補助金』

〔九州経済産業局担当部署〕
地域経済部企業成長支援課
092-482-5435

中堅・中小企業

5．審査基準

- 審査は以下の項目を定量的・定性的に審査し、採択事業者を決定します。

1 経営力

- 経営戦略上の補助事業の位置付けを踏まえ、**補助事業を通じて企業自身の持続的な成長につながることが見込まれる**か。
  - **長期成長ビジョン**（５～10年後の社会に価値提供する自社のありたい姿、賃上げ予定　等）
  - **外部環境・内部環境の認識を踏まえた事業戦略**（市場・顧客動向、自社の強み・弱み、経営資源（ヒト・モノ・カネ）の状況等を踏まえて取り組む事業内容（補助事業含む）　等）
  - **成果目標・経営管理体制**（定量的な成果目標とその達成に向けた効率的な体制の構築状況　等）
  - 補助事業を通じて長期成長ビジョンの実現に繋がるような**資金調達手法**

※事業終了後３年以内に中小企業基本法上の中小企業から産業競争力強化法上の中堅企業に移行する目標を掲げた場合に加点を行います。

2 先進性・成長性

- 補助事業で取得した設備等により生み出す製品・サービスや生産方式等は、**自社の優位性が確保できる差別化された取組**か。
- 補助事業により、**労働生産性の抜本的な向上**が図られ、当該事業における**人手不足の状況が改善される取組**か。
- 補助事業に関連する製品・サービス等の売上高が、当該事業の**市場規模の伸びを上回る成長が見込まれる**か。

3 地域への波及効果

- 補助事業により、従業員1人当たり給与支給総額、雇用の増加等、**地域への波及効果が見込まれる取組**か。
- **リーダーシップの発揮により、地域企業への波及効果、連携による相乗効果が見込まれる**か。（主にコンソーシアム形式の場合を想定）

※地域波及効果が一層高い事業者を政策的に支援するため、「地域未来牽引企業」、「地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた者」、「パートナーシップ構築宣言登録企業」、「えるぼし認定企業・くるみん認定企業」には加点を行います。

4 大規模投資・費用対効果

- **収益規模に応じたリスクをとった大規模成長投資**であるか。
- 補助金額に対して、**生み出される付加価値額が相対的に大きな取組**か。
- 従前よりも一段上の成長・賃上げを目指す等、**企業の行動変容**が示されているか。

5 実現可能性

- 補助事業を適切に遂行できる、**財務状況・実施体制等が十分に確保**されているか。
- 補助事業の事業化に向けた**課題設定・解決方法・スケジュールが適正**に見込まれており、実現可能性が高いか。
- 補助事業によって提供される製品・サービスのユーザ、市場及びその規模が明確で、**市場ニーズの有無を検証**できているか。
- **早期に投資が実行され、確実に効果が得られると見込まれる**か。

※「金融機関による確認書」の提出・確認書を発行した金融機関の担当者等がプレゼンテーション審査に同席した場合や、地域企業経営人材マッチング促進事業を活用して採用した人材が実施体制に含まれている場合に加点を行います。

中小企業成長加速化補助金

〔九州経済産業局担当部署〕
産業部経営支援課
092-482-5491

中小企業

概要

売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の大胆な**設備投資**を支援するもの。

活用イメージ

事業スキーム

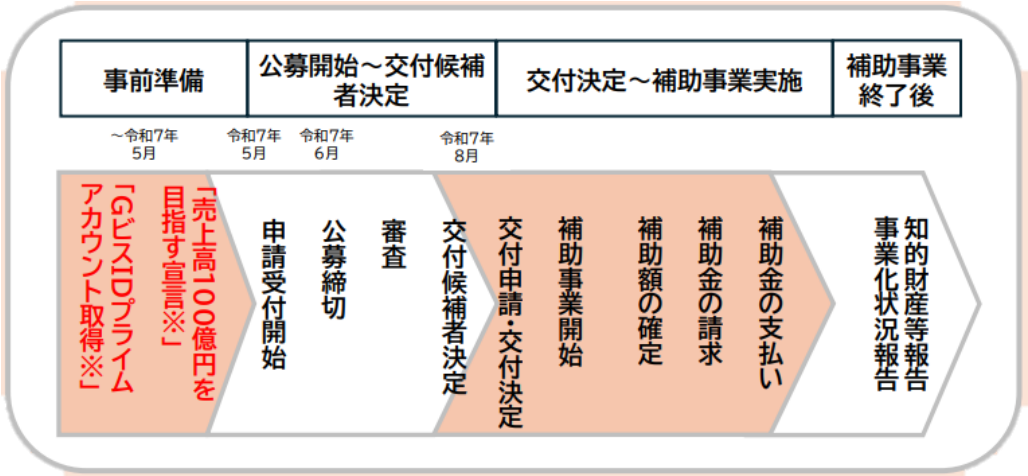

事業概要

項目	内容
補助対象者	売上高100億円への飛躍的成長を目指す中小企業
補助上限額	5億円(補助率1/2)
補助事業実施期間	交付決定日から24か月以内
補助事業の要件	①投資額1億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ②「売上高100億円を目指す宣言」を行っていること ③その他、賃上げ要件　など
補助対象経費	建物費、機械装置等費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費

公募要領・問い合わせ先

・公募要領要領は令和7年3月公開予定。
・問い合わせ先については補助金事務局の決定後掲載予定。

※売上高100億円を目指す宣言：中小企業が、自ら「売上高100億円を超える企業になること」、「それに向けたビジョンや取組」を宣言し、ポータル サイト（令和7年春頃開設予定）上に公表をするものです。

中小企業新事業進出促進補助金

〔九州経済産業局担当部署〕
産業部経営支援課
092-482-5491

● 既存事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援

事業の内容

事業目的

人手不足や賃上げといった昨今の経済社会の変化の中で、中小企業等が成長する過程においては、既存事業の拡大に加え、新たな事業の柱となる新事業への挑戦が重要。既存事業と異なる事業への前向きな挑戦であって、新市場・高付加価値事業への進出を後押しすることで、中小企業等が企業規模の拡大・付加価値向上を通じた生産性向上を図り、賃上げにつなげていくことを目的とする。

事業概要

企業の成長・拡大を通した生産性向上や賃上げを促すために、中小企業等が行う、既存事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援。

基本要件

基本要件

- 企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦
  ※事業者にとって新製品（又は新サービス）を新規顧客に提供する新たな挑戦であること
- 付加価値額の年平均成長率+4.0%以上増加
- 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最賃の直近5年間の年平均成長率以上、
  又は、給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加
- 事業所内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上水準
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等

補助上限、補助率等

補助上限

従業員数20人以下	2,500万円	（3,000万円）
従業員数21～50人	4,000万円	（5,000万円）
従業員数51～100人	5,500万円	（7,000万円）
従業員数101人以上	7,000万円	（9,000万円）

※補助下限750万円
※大幅賃上げ特例適用事業者（事業終了時点で①事業場内最低賃金＋50円、②給与支給総額＋6%を達成）の場合、補助上限額を上乗せ。（上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。）

補助率

1/2

事業実施期間

交付決定日から14か月以内（ただし採択発表日から16か月以内）

対象経費

建物費、構築物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費

事業スキーム

※公募開始時期や問い合せ先・事務局は未定。

中小企業省力化投資補助金

〔九州経済産業局担当部署〕
産業部経営支援課
092-482-5491

中小企業

事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

（１）カタログ注文型

清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

（２）一般型

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国 → 補助（基金） → 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 → 補助（1/2） → 中小企業等

※これまで実施してきた中小企業等事業再構築促進事業のスキーム

枠・類型	補助上限額　※カッコ内は大幅賃上げを行う場合	補助率
カタログ注文型	5人以下　200万円（300万円） 6~20人　500万円（750万円） 21人以上　1000万円（1500万円）	1/2
一般型	5人以下　750万円（1,000万円） 6～20人　1,500万円（2,000万円） 21～50人　3,000万円（4,000万円） 51～100人　5,000万円（6,500万円） 101人以上　8,000万円（1億円）	1/2、小規模・再生　2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）

導入支援イメージ

カタログ注文型

・自動券売機　・無人搬送車

一般型

・カスタマイズ機器　・ソフト＋ハード

中小企業省力化投資補助金

〔九州経済産業局担当部署〕
産業部経営支援課
092-482-5491

中小企業

カタログ注文型　製品選択のイメージ

①機器カテゴリを選択

	製品カテゴリ	登録製品数	対象業種	対象業務プロセス
A	清掃ロボット	6	飲食サービス業、宿泊業、製造業、卸売業、小売業、その他の事業サービス業、娯楽業	清掃業務
B	配膳ロボット	2	飲食サービス業、宿泊業、製造業、卸売業	配膳業務、搬送業務
C	自動倉庫	3	倉庫業、卸売業、小売業、製造業	保管・在庫管理、入出庫
D	検品・仕分システム	2	倉庫業、卸売業、小売業、製造業	資材調達、加工・生産、検査、保管・在庫管理、入出庫
E	無人搬送車（AGV・AMR）	11	倉庫業、卸売業、小売業、製造業	資材調達、加工・生産、検査、保管・在庫管理、入出庫
F	スチームコンベクションオーブン	83	宿泊業、飲食サービス業、小売業、製造業	調理、加工・生産
G	券売機	32	飲食サービス業	注文受付、請求・支払、顧客対応
H	自動チェックイン機	3	宿泊業	受付案内、予約管理、請求・支払、顧客対応
I	自動精算機	2	飲食サービス業、小売業	請求・支払、顧客対応、注文受付
J	タブレット型給油許可システム	9	小売業	給油
K	オートラベラー	0	製造業、倉庫業、卸売業、小売業	加工・生産、梱包・加工、保管・在庫管理
L	飲料補充ロボット	0	小売業	飲料補充業務
M	デジタル紙面色校正装置	0	印刷・同関連業	印刷
N	測量機（自動視準・自動追尾機能付き 高機能トータルステーション）	1	建設業、専門・技術サービス業	調査・測量、施工、検査
O	丁合機	2	製造業、倉庫業、卸売業、小売業	加工・生産、梱包・加工、出荷、販売・納品
P	印刷用紙高積装置	10	印刷・同関連業	印刷
Q	インキ自動計量装置	1	印刷・同関連業	印刷
R	段ボール製箱機	1	製造業	加工・生産
S	近赤外線センサ式プラスチック材質選別機	0	製造業、廃棄物処理業、卸売業	分別業務
T	デジタル加飾機	0	製造業	加工・生産
U	印刷紙面検査装置	12	製造業	検査
V	鋳物用自動バリ取り装置	2	製造業	加工・生産
W	自動調色システム	2	自動車整備業、小売業	アフターサービス
X	蛍光X線膜厚測定器	1	製造業	検査
Y	自動裁断機	0	製造業	加工、生産
Z	原材料自動計量混合搬送装置	3	製造業	加工・生産
a	トムソン加工自動カス取り装置	1	製造業、印刷・同関連業	製造業：加工・生産、印刷・同関連業：印刷
b	印刷用紙反転機	7	印刷・同関連業	印刷
c	5軸制御マシニングセンタ	2	製造業	加工・生産
d	自動車向け溶接機（スポット溶接機）	0	自動車整備業	整備・修理
e	自動車向け溶接機（パルス制御溶接機）	0	自動車整備業	整備・修理
f	産業用枚葉デジタル印刷機	27	印刷・同関連業	印刷
g	一本バー搬送ロボット	0	製造業	加工・生産
h	プレス用多関節ロボット	0	製造業	加工・生産
i	鋳造用自動注湯機	0	製造業	加工・生産
j	複合加工機	0	製造業	加工・生産
k	バランサ装置	0	鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、運輸業、倉庫業、卸売業、小売業 、物品賃貸業、廃棄物処理業	搬送業務、加工・生産、入出庫、梱包・加工、施工、施設管理、処理業務
l	鍛圧・板金加工用バリ取り装置	0	製造業	加工・生産

⋮

②機器を選択

E　無人搬送車（AGV・AMR）

所属カテゴリ事項	所属カテゴリ	無人搬送車（AGV・AMR）
	業種/業務領域	【倉庫業】保管・在庫管理　入出庫　【卸売業】保管・在庫管理　入出庫　【小売業】保管・在庫管理　【製造業】資材調達　加工・生産　検査　保管・在庫管理　入出庫

No.	分類	登録事項	内容	写真
E-001	製品概要	製品の名称	無人搬送車△△ロボット	
		型番	1234ABC	
		製品の概要説明	……。……。	
		製品のURL	https://www.○○○○	
	製造事業者の概要	製造事業者名	株式会社○○	
		製造事業者の所在地	△△県××市	
		製造事業者のURL	https://www.○○○○	

2025年1月16日現在　58カテゴリ 339製品が登録

※左図機器カテゴリーは一部抜粋。一覧はこちら↓から確認できます。

URL：https://shoryokuka.smrj.go.jp/assets/pdf/product_catalog.pdf

〔九州経済産業局担当部署〕
産業部経営支援課
092-482-5491

中小企業

(参考)カタログ紹介　～券売機(食券販売機等)～

	製品カテゴリ	登録製品数	対象業種	対象業務プロセス
G	券売機	40件	飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業	注文受付、請求・支払、顧客対応

2025年1月10日時点

製品カテゴリの概要

注文受付、券類の発行、支払・決済業務を自動的に行う製品。

主に利用が想定される中小企業

主に従業員による事前オーダー方式で注文を受け付けていた飲食店等の事業者。

省力化効果

従来の従業員による事前オーダー方式ではなく、チケット（食券）販売機で無人化対応することで効率化を図り、店舗全体の生産性向上に貢献することができる。
さらに、キャッシュレス会計に対応することで、お客様（インバウンド向けに言語対応済）へのサービス向上と企業での金銭管理に要する業務の省力化に大きく貢献。

価格と導入費用（目安）

数十万～数百万円程度で導入可能。設置費用は数万～数十万円程度。
初期設定を行えばすぐに稼働ができる。

活用事例・ポイント

- 一例として、１店舗当たり１日３時間以上の業務が削減された事例も。また、呼び出しシステムの採用により配膳と下げ膳をセルフにした場合は、1店舗当たり５時間以上の業務が削減された事例も。
- 現金の取り出しが困難になることでセキュリティが強化され、現金不正の可能性を減らすことで従業員が疑われるような機会を減らし、職場環境が改善されるケースも。
- 外国語対応であれば旅行客への対応の負担も減少。

（製品イメージ）

※無断転載を禁ず

中小企業省力化投資補助金

〔九州経済産業局担当部署〕
産業部経営支援課
092-482-5491

中小企業

応募・交付申請

2024年6月25日(火)～随時受付中

※2024年８月９日(金)より応募・交付申請は随時受付に変更になりました

※応募・交付申請の利便性向上を図り、早期の省力化を実現するため、当面の間、随時受付を行います（メンテナンス期間を除く）

※採択・交付決定は申請から概ね1～2ヶ月程度を予定しています

※補助事業期間：原則、交付決定日から12か月以内

↑事務局HP

↑公募要領

問い合わせ先

●中小企業省力化投資補助事業コールセンター

事務局HP：https://shoryokuka.smrj.go.jp/

電話：0570-099-660　(IP)03-4335-7595

※お問合せ時間：9:30～17:30／月曜～金曜（土・日・祝日除く）

↑説明動画
(中小企業向け)

↑説明動画 Youtube
(中小企業支援機関向け)

●カタログ登録サポートセンター

製品カタログの登録プロセスに関するご相談や、製品カタログにカテゴリ及び製品を登録するためのサポートについては<u>カタログ登録サポートセンター</u>へお問い合わせください

電話：03-6746-1530

※お問合せ時間：9:30～17:30／月曜～金曜（土・日・祝日除く）

令和６年度補正予算
『ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金』

〔九州経済産業局担当部署〕
地域経済部産業技術革新課
092-482-5465

中小企業

中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた
新製品・新サービスの開発に必要な
設備投資等を支援します！

補助上限額
最大4,000万円

補助率
1/2～2/3

製品・サービス高付加価値化枠
製品・サービス開発の取組を支援

たとえば･･･
最新複合加工機を導入し、これまではできなかった精密加工が可能になり、より付加価値の高い新製品を開発

グローバル枠
海外需要開拓等の取組を支援

たとえば･･･
海外市場獲得のため、新たな製造機械を導入し新製品の開発を行うとともに、海外展示会に出展

経済産業省　中小企業庁　Be a Great Small. 中小機構

事業概要

予算額

令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数

基本要件

中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、
①付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加
②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が
事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は
給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加
③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）
の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。

※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。
※基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。

	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
要件	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上
補助上限	750万円～2,500万円	3,000万円
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3
補助対象経費	＜共通＞機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 ＜グローバル枠のみ＞海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	
その他	収益納付は求めません。	

大幅な賃上げに取り組む事業者のみなさまには、補助上限額を100～1,000万円上乗せします。
※大幅な賃上げ：(1)給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加 (2) 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
※最低賃金引き上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除きます。
※上記(1) (2)のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務があります。

最低賃金の引き上げに取り組む事業者のみなさまには、補助率を2/3に引き上げます。
※最低賃金の引き上げに取り組む事業者：指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者
※小規模・再生事業者は除きます。

事業の流れ

公募開始～採択 → 交付決定～補助事業実施 → 終了後～

公募開始 公募締切 → 交付候補 決定 → 交付申請 交付決定 → 補助事業 開始 → 実績報告 確定検査 → 補助金額 確定 → 事業化 状況報告

お問い合わせ窓口
補助金事務局の決定後、掲載します。

〔九州経済産業局担当部署〕
地域経済部産業技術革新課
092-482-5465

中小企業

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の概要

- 足下の賃上げ状況等を踏まえ、**基本要件を見直し**。
- 中小企業等の企業規模に応じた投資ニーズに対応するため、**補助金額に係る従業員規模区分を見直し、補助金上限額を一部拡充**。
- 力強い賃上げの実現に向けて対応する中小企業等の取り組みを支援し、賃上げ環境を整備するため、**最低賃金引上げ特例を創設**。

予算額	令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数
基本要件	以下の要件を全て満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行 ① **付加価値額の年平均成長率**が**+3.0%以上増加** ② **1人あたり給与支給総額の年平均成長率**が事業実施都道府県における最低賃金の**直近5年間の年平均成長率以上**又は**給与支給総額の年平均成長率**が**+2.0%以上増加** ③ **事業所内最低賃金**が事業実施都道府県における最低賃金**+30円以上の水準** ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく**一般事業主行動計画を公表**等（従業員21名以上の場合のみ） ※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。 ※ 3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。 ※ 基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。
支援内容	

	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
概　　要	革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上
補助上限額	5人以下 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21～50人 1,500万円（2,500万円） 51人以上 2,500万円（3,500万円）	3,000万円（3,100万円～4,000万円）
（特例措置）	大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乗せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。） ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準	
補　助　率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3
（特例措置）	最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く）。 ・ 指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること	

補助対象経費	＜共通＞機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 ＜グローバル枠のみ＞海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費
その他	収益納付は求めない。

地域未来投資促進税制の拡充及び延長

令和6年度税制改正

（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

〔九州経済産業局担当部署〕
地域経済部企業成長支援課
092-482-5435

全ての企業

- **地域経済を牽引する企業**の成長促進を通じた強靭な産業基盤の構築に向けて、**地域経済の実情に応じ、その発展・成長に特に資する分野に対する10億円以上の設備投資について新たな措置（特別償却50%又は税額控除５%）を追加する**。
- **適用期限を3年間延長**し、令和９年度末(2027年度末)までとする。

改正概要

【適用期限：令和９年度末(2027年度末)まで】※赤字が今回の新設箇所（下線は今回の主な改正箇所）

対象者	地域経済牽引事業計画*1の承認を受けた者	
機械装置 器具備品	通常枠*2	特別償却35% 又は税額控除４%
	通常枠の要件及び下記①を満たした上で、②、③、④のいずれかを満たす ① 労働生産性の伸び率５%*3以上かつ投資収益率５%以上 ② 創出される付加価値額が１億円以上、かつ、直近事業年度の付加価値額増加率が８%以上 ③ 創出される付加価値額が３億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上 ④ 創出される付加価値額が１億円以上、かつ、自治体が指定する地域の経済発展・成長に特に資する分野に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること	特別償却50% 又は税額控除５%
	中堅企業枠	特別償却50% 又は税額控除６%
建物、附属設備、構築物	特別償却20%／税額控除２%	

＊1 地方自治体が策定し、国が同意した基本計画に基づき策定した事業計画であり、都道府県知事による承認が必要。
＊2 サプライチェーン類型について、廃止。
＊3 中小企業者については労働生産性の伸び率が４%以上とする。

＜地域経済の発展・成長に特に資する分野について＞

下記の①～③を満たす産業（※）を自治体が指定

※日本標準産業分類上の中分類ベースで確認・指定（３つまで）

※要件詳細については調整中

① 地域経済への波及効果

自治体におけるその産業の付加価値額の伸び率もしくは、その付加価値額の県内の総付加価値額に占める割合が一定以上であること

② 当該産業の成長性

自治体におけるその産業の売上高or就業者数or給与総額が一定以上伸びていること

③ 自治体の計画性

自治体において関連する産業ビジョンが定められていること

令和6年度税制改正

賃上げ促進税制の拡充及び延長（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

〔九州経済産業局担当部署〕
地域経済部産業人材政策室
092-482-5504

全ての企業

● ３０年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、**構造的・持続的な賃上げを実現**することを目指す。

改正後 【措置期間：３年間】

大企業 ※1

継続雇用者※4 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※6	教育訓練費※7（前年度比）	税額控除率	両立支援・女性活躍	税額控除率	最大控除率
＋３％	10%	＋10%	５％上乗せ	プラチナくるみん or プラチナえるぼし	５％上乗せ	35%
＋４％	15%					
＋５％	20%					
＋７％	25%					

中堅企業 ※2

継続雇用者給与等支給額（前年度比）	税額控除率	教育訓練費（前年度比）	税額控除率	両立支援・女性活躍	税額控除率	最大控除率
＋３％	10%	＋10%	５％上乗せ	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	５％上乗せ	35%
＋４％	25%					

中小企業 ※3

全雇用者※5 給与等支給額（前年度比）	税額控除率	教育訓練費（前年度比）	税額控除率	両立支援・女性活躍	税額控除率	最大控除率
＋1.5%	15%	＋５％	10%上乗せ	くるみん or えるぼし二段階目以上	５％上乗せ	45%
＋2.5%	30%					

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**５年間の繰越しが可能**※8。

改正前 【措置期間：２年間】

継続雇用者給与等支給額（前年度比）	税額控除率	教育訓練費（前年度比）	税額控除率	最大控除率
＋３％	15%	＋20%	５％上乗せ	30%
＋４％	25%			
－	－			
－	－			

全雇用者給与等支給額（前年度比）	税額控除率	教育訓練費（前年度比）	税額控除率	最大控除率
＋1.5%	15%	＋10%	10%上乗せ	40%
＋2.5%	30%			

※１ 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**を行うことが適用の条件。それ以外の企業は不要。
※２ 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が１万人を超えるものを除く。）が適用可能。
ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。
※３ 中小企業者等（資本金１億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
※４ 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
※５ 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。
※６ 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
※７ 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。
※８ 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

地域企業経営人材マッチング促進事業について

〔九州経済産業局問い合わせ先〕
地域経済部企業成長支援課
092-482-5435

中堅・中小企業

- 政府として「地方への新しい人の流れ」の創出に向けた取組みが進む。金融庁としても、地域金融機関の人材仲介機能を強化し、転籍や兼業・副業、出向といった様々な形を通じた、**大企業から中堅・中小企業（ベンチャー企業を含む）への人の流れを創出**し、大企業で経験を積まれた方々の各地域における活躍を後押し
  - 中堅クラスの兼業・副業、出向 ⇒ 将来の幹部人材として外部で経営に関わる貴重な経験に
  - シニア世代の方の転籍 ⇒ 人生100年時代に必要性の高まるセカンドキャリアの獲得機会に

ロ 事業スキーム

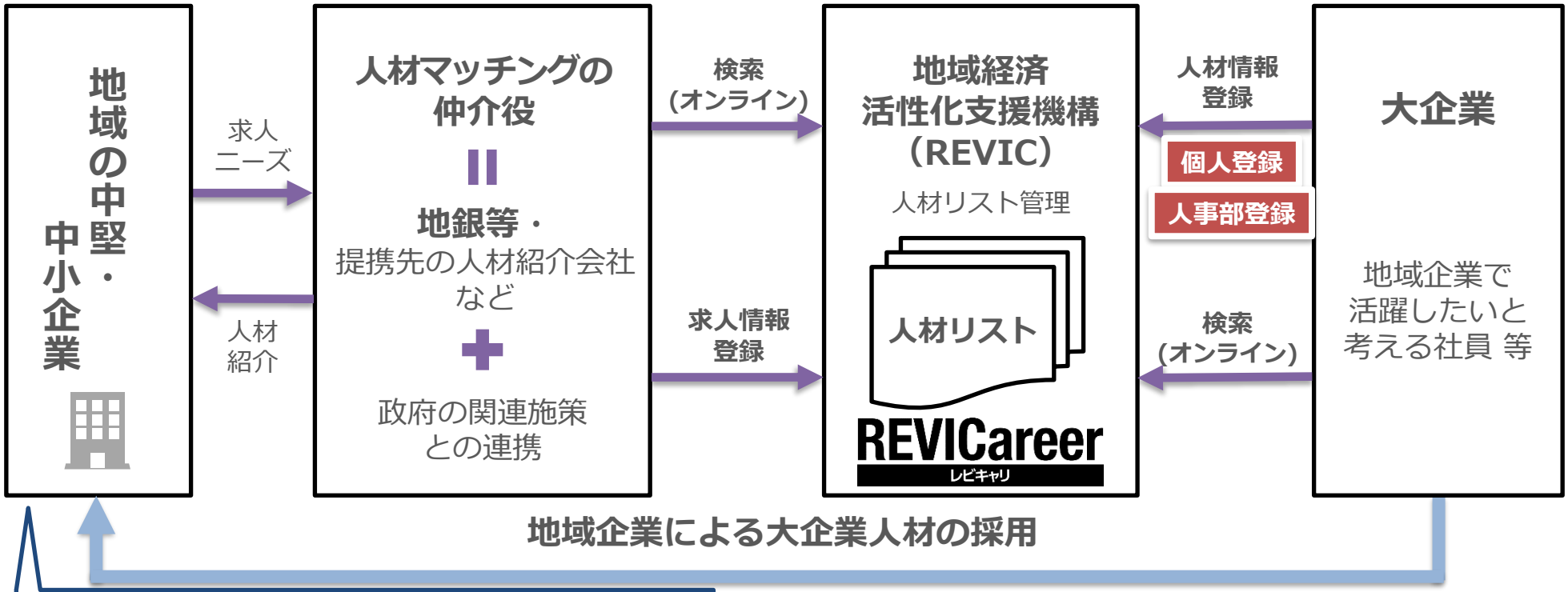

○ 採用形態・年収に応じて給付
転籍：上限450万円　兼業・副業、出向：上限200万円

地域企業経営人材マッチング促進事業について

〔九州経済産業局問合せ先〕
地域経済部企業成長支援課
092-482-5435

中堅・中小企業

「人材マッチングの仲介役」となる地域金融機関

- 金融庁は、2018年３月、地域金融機関等において取引先企業に対する人材紹介業務が可能であると明確化
- 地域金融機関は、取引先企業の事業性評価・伴走支援活動の一環として人材紹介業務を実施。人材紹介の前提となる経営課題の把握から、人材を紹介した後のフォローアップまで、ワンストップで支援

□ 地域金融機関の人材マッチングフロー

1 経営課題の抽出・分析、提案

✓ 取引先の経営課題解決のため、**人材紹介による支援**を提案

※ ヒト以外にも、融資や連携先企業の紹介等、多様なソリューションを提供可能

2 ニーズの発掘・求人票作成

✓ 経営者等との対話を通じて、必要となる人材像を明確化し、**求人票を作成**

3 人材の選定・採用

✓ ふさわしい人材を選定し、**取引先企業へ紹介**。採用プロセスを経て成約

4 フォローアップ・継続支援

✓ 取引先企業に対する**継続的なフォロー**や、入社した人材に対する**定着支援**

取引先企業への継続的なフォローは、一般の人材紹介会社とは異なる、**地域金融機関の取組みの特徴**

人材紹介業務における地域金融機関の提携先の例

- 内閣府・プロフェッショナル人材戦略拠点
- 大手人材紹介会社、地場の人材紹介会社